

5子育第1196号

令和5年7月31日

亀岡市長 桂川 孝裕

(公 印 省 略)

亀岡市子ども医療費助成制度の拡充について

猛暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、本市の福祉行政に格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、亀岡市は令和4年8月に子どもと子育てを頑張る人を本気で応援する「子どもファースト」を宣言し、「子どもファースト事業」として、本市子ども医療費助成制度のさらなる充実を図るため、令和5年9月診療分から下記のとおり制度の拡充を行うこととしております。

つきましては、制度拡充後の取扱いにつきまして、一層の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

今回、制度周知用のチラシを作成し、同封させていただいておりますので、院内に掲示していただくなど患者様への広報につきましても、御協力いただきますようお願い致します。

記

1 拡充内容

助成の対象となる子どもの年齢を18歳（満18歳に達する日以降の最初の3月31日）までに拡大し、入院・通院に係る医療費（公的医療保険の自己負担額）を無料にする。

[参考] 現行制度：0歳から15歳（満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の医療費（公的医療保険の自己負担額）が1か月1医療機関200円

2 拡充時期

令和5年9月診療分から

3 受給者証

0歳から18歳まで全年齢1種類

※受給者証の色については、ほかの市町村の独自事業の受給者証と区別しやすいように「淡い水色」を使用する予定です。

※改正前の受給者証（白色、クリーム色）については、令和5年9月から使用できません。

(裏面あり)

子どもファースト宣言!!

こども医療費18歳まで無償化へ

令和5年9月診療分から

こども医療費助成制度の対象を18歳まで拡充します。

また、市内在住の0歳(出生日)から18歳までの保険診療にかかる医療費が無料となります。



※入院時の食事療養費や保険適用外の医療費は対象外です。(例)診断書や差額ベッド代など

対象者 亀岡市に住民票がある0歳(出生日)から
 18歳(18歳に達する日以後最初の3月31日)まで
所得制限 なし

受給者証について

0歳(出生日)から中学生までの人
 新たに淡い水色の受給者証を発行し、8月下旬に送付します。(申請不要)
 ※現在お持ちの受給者証は返却してください。

生年月日が2005年4月2日から2008年4月1日までの人
申請が必要です。
 申請内容確認後に淡い水色の受給者証を発行し、8月下旬に送付します。
 ※申請が必要な人には、6月下旬に案内文を送付しています。
 申請がまだの人は、内容を確認のうえ申請してください。
申請がなければ受給者証を発行できないため、無償化の対象となりません。


※学校管理下のけが等で、日本スポーツ振興センターでの災害共済給付の対象となる場合は、医療費受給者証を使用することができません。保険証のみで受診し、学校を通じて日本スポーツ振興センターへ請求してください。

※生活保護、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療などの他の制度の対象となる場合は、こども医療費の対象になりません。

問い合わせ


 亀岡市 こども未来部 子育て支援課
B Come+ (亀岡市保健センター内)

TEL:0771-25-5027 FAX:0771-25-5128

 亀岡市 こども医療 制度拡充  で
検索

 または
 こちら 